

# 1 減免額の上限について

## 1 自動車取得税

自動車取得税の減免額の上限は、

課税標準額 250万円 × 自動車取得税の税率\*です。

自家用の普通自動車(税率3%)の場合は減免上限額は、75,000円

軽自動車(税率2%)の場合は減免上限額は、50,000円となります。

※ 低公害車や低燃費自動車については軽減税率が適用される場合があり、減免額の上限が異なります。

## 2 自動車税

### ○自家用乗用車の場合

【総排気量】	【年税額】	【減免額】	【納付額】
10以下	29,500円	29,500円	全額減免
10超 1.50以下	34,500円	34,500円	
1.50超 20以下	39,500円	39,500円	
20超 2.50以下	45,000円	45,000円	
2.50超 30以下	51,000円	45,000円	6,000円
30超 3.50以下	58,000円	45,000円	13,000円
3.50超 40以下	66,500円	45,000円	21,500円
40超 4.50以下	76,500円	45,000円	31,500円
4.50超 60以下	88,000円	45,000円	43,000円
60超	111,000円	45,000円	66,000円

※ グリーン化税制の適用を受ける自動車については、上限は次のようになります。

概ね 10%重課の場合=49,500円

概ね 15%重課の場合=51,700円

概ね 50%軽減の場合=22,500円

概ね 75%軽減の場合=11,500円

### ○年度途中で新規登録により取得した場合の減免上限

年度の途中で新規登録(新車、中古新規)により自動車を取得した場合、登録のあった翌月から3月までの月割で課税され、減免額の上限も月割となります。

なお、上限を超える場合には上限との差額分を納付していただきます。

【単位:円】

登録月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
減免上限	41,200	37,500	33,700	30,000	26,200	22,500	18,700	15,000	11,200	7,500	3,700	0
10%重課の場合	45,300	41,200	37,100	33,000	28,800	24,700	20,600	16,500	12,300	8,200	4,100	0
15%重課の場合	47,300	43,000	38,700	34,400	30,100	25,800	21,500	17,200	12,900	8,600	4,300	0
50%軽減の場合	20,600	18,700	16,800	15,000	13,100	11,200	9,300	7,500	5,600	3,700	1,800	0
75%軽減の場合	10,500	9,500	8,600	7,600	6,700	5,700	4,700	3,800	2,800	1,900	900	0
年額 39,500円の場合	36,200	32,900	29,600	26,300	23,000	19,700	16,400	13,100	9,800	6,500	3,200	0

## 2 自動車税の月割減免

いつでも減免申請を受付し、申請の翌月以後の月数に応じ、月割相当額を減免します。(ただし、3月は受付できません。)月割減免の対象となるのは、自動車税について納税義務がある場合に限られます。

年度途中で名義変更により、自動車を取得した場合には対象となりませんのでご注意ください。